

## ゴルズの改革と周年記念禱名簿

関 口 武 彦

(教育学部 歴史学研究室)

メッス南方十五キロにあるゴルジア Corvia 川源流に、ピピン短軀王の腹心、メッス司教クロデガング（在位七四二―六〇）が修道院を創設したのは八世紀中葉である。これがゴルズ修道院の起源をなしている。<sup>①</sup>クリュニー修道院の設立から遡ること百五十年以上も昔である。

七五七年五月に、コンピエーニュに召集された教会会議の席上、クロデガングは出席した二十名以上の司教たちの了承をとりつけた。<sup>②</sup>ゴルズはメッス司教の保護の下にあり、修道士は『聖ベネディクトの戒律』に従って生活する。修道院長が死去し、適任の後継者がゴルズに見出せないときには、他院から修道院長を招請することもある。「当院は聖ステファヌス（メッス司教座教会の保護聖人）の命令と守護の下に委ねらるべし『*si... subjectum*』<sup>③</sup>」と述べて、クロデガングはゴルズをメッス司教座教会に委託したのである。本文書をクリュニーの設立証書と比較するとき、両者の差は歴然としている。アキテーヌ公ギヨームは、クリュニー修道士をその附属財産と共に修道院長ベルノンの権

力と支配の下におき、「修道士は我々および我々の親族の権力にも、またいかなる地上の権力の軛にも服してはならない『*ne... subiciantur*』<sup>④</sup>と規定したからである。メッス司教は修道院の経営、修道院長の指名にたいしてつねに決定権を有し、その上に宿泊権と修道士の懲戒権をもっている。つまりゴルズは司教の私有修道院であった。クロデガングは死去する直前に、ローマから聖ゴルゴニウスの聖遺物を取り寄せて、これを祭壇上に安置している（七六五年）。そして彼は自身が設立したこのゴルズに埋葬されたのである。カール大帝はアルクインらの廷臣を引き連れて時々メッスを訪問したといわれるが、<sup>⑤</sup>彼は七七一年に聖俗貴顕に宛てた書状の中で、改めてゴルズの特権を「王の寛仁大度のゆえに」『*regia mansuetudo*』承認し、修道士が「魂の救済と我が王国の安定のために」<sup>⑥</sup>「神に祈りを捧げるように求めている。「王国の安定のために」『*pro stabilitate regni*』は本書状で繰り返し用いられた文言であり、修道院は王国の安寧秩序を神に祈願する代願施設にな

りつつあったといえよう。

カロリング朝の衰退と共にゴルズの広大な所領は王侯の略奪にさらされた。ロタリングア王ロタール二世（在位八五五―六九）は、義兄弟ビヴァン伯をゴルズ修道院長に任命した（八五五年）。ゴルズ最初の俗人修道院長である。九世紀半ばから十世紀初頭にかけて、ロタリングアの有力貴族はゴルズとのあいだに多数のプレカリア契約を結んだために（寄進地を借戻す際に、それを上回る規模の修道院領が追加貸与される“*precaria remuneratoria*”が通常の借地形態である）修道院領は分断され四散した<sup>⑦</sup>。司教アドヴェンティウス（在位八五八―七五）はゴルズの状態について語っている。ゴルズはロタール王によって伯ビヴァンなる人物に委ねられたが、彼は修道士に最小限の食糧と衣服しか支給しなかった<sup>⑧</sup>ので、修道院の風紀は損なわれ信仰は衰微した。祭具類は奪われ、祭壇すらもむきだしのまま降雨にさらされている《*ipsaque altaria pluvius et nuditatibus asperabantur*》<sup>⑨</sup>と。アドヴェンティウスが修道士の生活を改善するためにメンサ（食卓費用）の分割に踏み切った理由がここにある。ビヴァンはゴルズの窮乏化に手を貸したが、彼の孫娘インゲルベルガはのちにアキテーヌ公ギヨームに嫁ぎ、クリュニーの設立者になっている。九世紀第四・四半期にロタリングアは異民族の侵入にさらされた。ノルマン人はトリエルを略奪したのち、モーゼル川を遡ってメッスを脅かした。司教ウアラはモーゼル流

域のジールク近郊レミツヒRemich（メッス北々西三十五キロ）でノルマン人と戦いこれを撃退したが、彼自身はここで戦死した（八八二・四・一二）。他方カール三世肥満王はノルマン人の撤収を金銭で購うしか策がなかったのである。十世紀初頭にロタリングアはさらにマジャール人の侵入を被っている。カール三世の死（八八八年）によってロタリングアの相続争いは一段と激化した。当地は東フランク王アルヌルフとその息子たち（ツヴェンティボルド、ルートヴィヒ四世小児王）の支配下に入ったが、ルートヴィヒの死後（九一二年）、西フランクのシャルル三世単純王の短い支配に服したのち、ザクセン家のハインリヒ一世（在位九一九―三六）の統治下に入った<sup>⑩</sup>。ハインリヒは女婚ジゼルベールをロタリングア公に任命し、王位を継いだオットー一世も女婚コンラートをロタリングア公に封じたが、両公はいずれも王に反逆したために、統治の実を上げることができなかった。かくてオットーは兄弟の一人、ケルン大司教ブルーノ（在位九五三―六五）をロタリングア公に任命した。彼は九五九年にロタリングアを二分し、低地ロタリングアをゴドフロワに、また高地ロタリングアをアルデンヌの貴族フレデリックに授封した。前者はのちにブラバン公領となり、後者はのちのいわゆるロレーヌを形成する。フレデリックの妻はユード・カペの妹ベアトリクスであり、フレデリックの兄弟の一人がメッスの改革司教アダルベロン（在位九二九―六二）であった<sup>⑪</sup>。

ゴルズの改革に関しては、すでにハウクやヴォルフがその司教主導の独特の性格について言及している。だがゴルズの研究史上もっともポレミックでその後に多産な成果を産み出したのは、ハリンガーが第二次大戦直後に公刊した一千頁に近い大著『ゴルズ・クリュニー——高期中世の修道院的生活形態と対立についての研究——』であった。帝国の修道院改革にその独特の個性を刻んだのはゴルズであり、帝国へのゴルズの影響は、ガリアにおけるクリュニーの影響力に比肩するものだと彼は主張した。ハリンガーの結論はこうである。「ゴルズとクリュニーは、折々の接触にもかかわらず二つの対立的な伝統路線に由来する。二つの修道院的生活形態は互いに独立しており、ザクルやトメークのように両者を関連づけることがあってはならない」と。かくてクリュニー修道制の枠内でゴルズ修道制を論じたザクルやクリュニー改革とロレーヌ固有の改革の共存を主張したトメークは批判された。ハリンガーは周年記念簿ネクトロキウムと慣習規定書コンステトゥティオンを利用して、本書のおよそ半分の頁を割いてゴルズの母子関係 (Gover Filiation) の分析にあてている。ゴルズに由来する十の改革グループと改革の伝播の経路が明らかにされ、ここに分類された修道院数は百七十院を超えた。第二章から第五章までは、その表題が示すように、服装・制度・典札・慣習などの点においてゴルズとクリュニーが緊張・対立関係にあったことが論じられる。「修道制の二つの異なった特性が出会った

ところでは、例外なく激しい感情的対立が惹き起こされた」とハリンガーは述べている。彼の見解のユニークな点は、修道制の特性を文化問題と関連させて論及していることだ。帝国修道制を象徴するゴルズを彼は文化修道制 (Kulturmonachum) と呼び、ガリア修道制を代表するクリュニーを祭儀修道制 (Kultmonachum) と規定する。「精神世界への態度において、ゴルズの帝国修道制は、ブルゴーニュ的西方に比して全体的に疑問の余地なく強い文化開放性 (Kulturoffenheit) によって卓越している」と。ゴルズはクリュニーにたいして「文化的上位」《Kultureller Hochstand》にあるという。これにたいしてクリュニーは「文化敵対性」《Kulturfeindlichkeit》を示し、クリュニー・ヒルザウの改革運動には「学問・学校活動を妨げようとした諸力」が働いており、一種の精神狭搾症《Geistesverengung》が見出される。ハリンガーが文化環境の差異を問題にするとき、その識別標は児童のための初等教育施設の有無であった。マリア・ラーハの修道士ヒルピツシユはハリンガーの主張をさらに一段と押し進め、アニアヌのベネディクトが創設した祈禱修道院 (Geberskloster) やクリュニーに代表される祭儀修道院 (Kultkloster) は文化に敵対し、帝国修道院こそが文化修道院 (Kulturkloster) であるとすると奇妙な論を展開するに至った。ここにはゲルマン文化はラテン文化にまさると考える鼻持ちならない独断がみられる。ルクレールも述べているように、祈りに伴う一切の

活動である典礼 (liturgy) (こゝは語芸の総合であつて、あらゆる芸術・文化活動の源泉であることがこゝでは忘れられている<sup>56</sup>)。

ハリンガールの著書は改革修道制の研究に刺激と活気を与えたが、あまりにも歯切れのよすぎる彼のテーゼにたいしてはそのご幾多の疑問が提出されている。ハリンガールはゴルズとクリュニーの対立関係を誇張してはいないだろうか。彼はロタリンギアと帝国の修道院改革におけるゴルズの指導的役割を強調しすぎてはいないだろうか。ハリンガールの大著が出版されてからすでに半世紀以上が経過した。この間にゴルズをめぐる新しい研究も幾つか公表されており、ゴルズ改革の再検討の機は熟したといつてよい。

- (一) ゴルス修道院の通史をあつかったものに次の文献があり、今なお有益である。J.C.Lager, *Die Abtei Gorze in Lothringen*. Brünn 1887, F.Chaussier, *L'Abbaye de Gorze*. Metz 1894. ゴルスおよびゴルス修道制については以下の研究を参照。E.Sackur, *Die Cluniacenser in ihrer kirchlichen und allgemeingeschichtlichen Wirksamkeit bis zur Mitte des elften Jahrhunderts*. Halle a. S. 1892-94, I, 121-80; A.Hauck, *Kirchengeschichte Deutschlands*, III, Leipzig 1896, 342-86; E.Tomek, *Studien zur Reform der deutschen Klöster im XI. Jahrhundert*. Wien 1910, 140-57; C.Wolf, "Die Gorzer Reform in ihrem Verhältnis zu deutschen Klöstern", *Elsass-lothringisches Jahrbuch*, IX (1930) 95-111; K.Hall-

inger, *Gorze-Kluny. Studien zu den monastischen Lebensformen und Gegensätzen im Hochmittelalter*. Rom 1950-51 (Neuaufgabe; Graz 1971). ハリンガールの本書については次の書評を参照されたい。Th.Schäfer, "Cluniazensische oder Gorzische Reformbewegung?", *Archiv für mittelrheinische Kirchengeschichte* 4(1952) 24-44; H.Büttner, "Verfassungsgeschichte und lothringische Klosterreform", in: J.Engel u. H.M.Klinkenberg(Hg.), *Aus Mittelalter und Neuzeit*. Gerhard Kellen zum 70. Geburtstag dargebracht. Bonn 1957, 17-27.

ハリンガール以後の注目すべき研究には以下のものがある。H.E.Feine, "Klosterreformen im 10. und 11. Jahrhundert und ihr Einfluss auf die Reichenau und St.Gallen", in: *Aus Verfassungs- und Landesgeschichte. Festschrift zum 70. Geburtstag von Theodor Meyer dargebracht*. II, Lindau-Constance 1955, 77-91; J.Chaou, "Décadence et réforme monastique dans la province de Trèves 855-959", *Revue Benedictine* 70(1960) 204-23; K.U.Jaeschke, "Zur Eigenständigkeit einer Junggorzer Reformbewegung", *Zeitschrift für Kirchengeschichte* 71(1970) 17-43; E.Boshof, "Kloster und Bischof in Lotharingen", in: R.Kotje u. H.Maurer(Hg.), *Monastische Reformen im 9. und 10. Jahrhundert* (Vorträge und Forschungen Bd. 38) Sigmaringen 1989, 197-245; M.Parisse et O.G.Oexlé(éd.), *L'Abbaye de Gorze au X<sup>e</sup> siècle*. Nancy 1993; A.Wagner, *Gorze au XI<sup>e</sup> siècle. Contribution à l'histoire du monachisme bénédictin dans l'Empire*. Brepols 1966; J.Nightingale, *Monasteries and Parsons in the Gorze Reform: Lotharingia c. 850-1000*. Oxford 2001. 参考文献

- 雄「修道院改革史上のゴルツェ——ハリンガーの研究をめぐって——」  
『西洋史研究』第十・十一合併号（一九六八年）九七—一九頁。
- (2) A.d.Herbomez(éd.), *Cartulaire de L'Abbaye de Gorze*. Paris 1898. (以下CAGと略記) n°4(18 mai 757) 9-13.
- (3) 'et sit ipsum monasterium sub mandeburde et defensione Sancti Stephani': *ibid.*, 11.
- (4) 関口武彦「クリュニーの設立をめぐる諸問題」『山形大学紀要・社会科学』第二十八巻第二号（一九九八年）二五頁。
- (5) F.Chaussier, *op.cit.*, 24.
- (6) 'ague pro salute anime ac stabilitate regni nostri': CAG, n° 17(a° 772-74) 40.
- (7) CAG, n° 67 (a° 875), n° 70 et 71 (ann. 876-82), n° 85 (a° 898) n° 86 (a° 903) ...etc.
- (8) CAG, n° 60 (a° 863) 108.
- (9) F.Chaussier, *op.cit.*, 33-39.
- (10) *Ibid.*, 41-58; J.C.Lager, *op.cit.*, 46-56.
- (11) K.Hallinger, *Gorze-Kluny*..., 11.
- (12) *Ibid.*, 422.
- (13) *Ibid.*, 38-39.
- (14) *Ibid.*, 456.
- (15) S.Hilpisch, "Das benediktinisch-monastische Ideal im Wandel der Zeiten", *Studien und Mitteilungen zur Geschichte des Benediktinerordens und seiner Zweige*, 68(1958) 73-85.
- (16) J.Leclercq, "Cluny, fut-il ennemie de la culture?", *Revue Mabillon*, 47(1957) 172-82; id., *The love of learning and the desire for God*. New York 1974(1961) 287-308. 十一世紀のゴルズの図書室に収蔵されていた書物の目録についてはモランの研究があるが (D.G.Morin, "Le Catalogue de Manuscrits de l'abbaye de Gorze au XI<sup>e</sup> siècle", *Revue Bénédictine* 22(1903) 1-14) 図書目録を詳細に分析したA・ワグネルは、所蔵図書は古くしかも内容は平凡であり、量的にも質的にもゴルズは偉大な知的センターには到底なりえなかつたと述べてハリンガーに反論した。cf. A.Wagner, "La vie culturelle à Gorze au X<sup>e</sup> siècle d'après la Vita Johannis Gorziensis et le catalogue de la bibliothèque", dans: M.Parisse et O.G.Oexle(éd.), *op.cit.*, 213-30; id., *Gorze au XI<sup>e</sup> siècle*..., 101-90.

### 一 ゴルズの改革

ロタール二世の相続領は一般にロタリンギア (Lotharingia, Lotharingie) と呼ばれている。フリースランドからヴォージュに達する一帯が含まれ、旧アウストラシア王国の領域がほぼこれに相当するといつてよい。ここにはアーヘン、リエージュ、トリエル、ヴェルダン、メッス、トウールの諸都市が含まれる。ロレーヌ (ロートリンゲン) と言つとき、これはロタリンギアの南半分しか含まないのが通例なので、我々はロ

タリンギア（ロタランジー）の名称を用いなくてはならない。中世においてはロタリンギア内の人的・物的交流は非常に活発であり、リエージュの聖職者もこの内部を自由に移動した。リエージュ人もまたロタリンギアの主要なメンバーだったのである。<sup>①</sup>さらにM・パリスはフランドルからロレーヌ、ブルゴニー、プロヴァンス、ロンバルディアに達する一帯（ロレーヌ、ソーヌ、ライン、モーゼル、ムーズの諸河川流域を含む）をロタリンギア枢軸（*Axe lotharingien*）と呼び、近世に至るまでこの内部において人的、物的、思想的交流が活発に展開したことを指摘している。<sup>②</sup>ギヨーム・ド・ヴォルピアーノの改革運動、ベギーヌ派の運動、イエズス会の教会建設などは、このロタリンギア枢軸の内部でとくに盛んであった。我々はゴルズの改革をロタリンギア改革の一環として位置づける必要があるといえよう。

クリュニー設立（九一〇年）から十年後に、ブローニュ（ナミュール）の領主ジェラルドは、一族が所有する教会に修道院建設用地を寄進した。自ら修道生活の刷新に乗り出すことを考えていたジェラルドは、パリのサン・ドニ修道院で修行して聖ベネディクトの戒律を学んだ。九二三年に郷里に戻り、ブローニュの修道院長になった。ジェラルドの場合には私有教会領主が同時に修道院長を兼ねており、クリュニーのように創設者がベルノンというすぐれた修道院長に修道生活の指導を委ねたケースとは性格を異にする。<sup>③</sup>しかもブローニュの小領主

とアキテーヌ公とは、同じ貴族とはいっても実力と格が全くちがう。ジェラルドはロタリンギア公ジゼルベール、フランドル伯アルヌールの政治的挙措にたえず気を配らざるを得ず、彼らの後ろ楯と協力を得るために苦労している。<sup>④</sup>領主が修道院長を兼ねた例はアニアヌのベネディクトにもみられるが、職能分離が進行しつつあった十世紀には、かかる兼務は漸く時代錯誤になりつつあった。ジェラルドが九五九年に没すると、ブローニュの修道院はリエージュ教会に併合され、その影響力は殆ど失われたのである。

ゴルズの改革に参加した改革者集団についての情報を提供しているのは、二代目の改革修道院長ジャン・ド・ヴァンディエールの伝記『「ハネス伝」』（*Vita Iohannis Abbatis Gorziensis*）である。メッスのサン・タルヌール（*Saint-Arnoul*）修道院長ジャン（九八四年没）によってヨハネスの死（九七四・三・七）の直後に執筆された、まさに同時代人の筆になる伝記といつてよい。<sup>⑤</sup>メッス司教アダルベロンがゴルズの改革を委ねた七名の改革者グループがゴルズに入居したのは九三四年である。Einoldus（トゥールの大助祭）、Johannes、Salecho（サン・マルタン・ド・メッスの聖職者）、Randincus（サン・サンフォリアン・ド・メッスの司祭）、Bernacer（メッス教会の助祭）、Teuthincus（エイノルドゥスの侍者）、Teuthenus（ランディンクスの甥）がこれであり、<sup>⑥</sup>トゥール、メッスの聖職者が大半を占めている。これを二年後

に作成された寄進証書の副署人の名前と照合するとき、我々は興味深い事実を見出す。副署人は司教アダルベロン以下二十名をかぞえるが、上記七名のうち一人を除く全員が顔を揃えている。サレコはサン・マルタン修道院長に就任してゴルズを立去った。これは『ヨハネス伝』の資料としての正確さを裏づけるものだ。さらに副署人の中に一連の改革者の名前が登場する。司教アダルベロンの叔父でちにサン・ユベール（リエージュ教区）修道院長になったFredericus、ヴェルダンの参事会員出身でちにスタヴロ（リエージュ教区）修道院長に就任したOthlo、ヴェルダンの隠修士でちにサン・テーヴル（トゥール）院長になったHubertusなどである。他の十名は以前からのゴルズの修道士であった。改革者集団のメンバーの出身地や転任先からも明らかのように、メッス、トゥール、ヴェルダン、リエージュ教区のみならずは緊密な人的・思想的交流が存在したといつてよい。ちなみにこの点には在俗教会についても同様である。たとえば九八四年から一一〇七年に至る百二十三年間に、メッス、トゥール、ヴェルダンの司教に就任した者は合計十六名をかぞえる。このうち修道士出身の一名を除いた十三名は、ロタリンギアの司教座聖堂参事会員の出身であった。国王カペラーヌスが三名おり、うち二人は参事会員（トゥールおよびハルバシユタット）でもあった。注目すべきは、司教座聖堂参事会員が所属教区の司教に昇任するケースは稀であり、ロタリンギアの他教区

の司教に就任するケースが多かったことだ。どこの参事会に適任の候補がいるのかはたちどころにロタリンギア全域に知れ渡ったのであり、メッス、トゥール、ヴェルダン、リエージュ各教区間の情報連絡網は、我々の想像をこえて活発に機能していた事実を忘れてはならない。

エイノルドゥスを継いでゴルズ修道院長に就任したヨハネスの生涯も、ロタリンギアの社会的流動性の高さを示している。ヨハネスはメッス、トゥール両教区の境界地帯にあるヴァンディールVandières村（モーゼル川左岸）に富裕な非自由人を両親として九〇五年頃出生した。家庭が裕福であったためにヨハネスは就学の機会に恵まれた。メッス教会、サン・ミエール（Saint-Mihel）修道院学校（ヴェルダン教区）で文法を学んだが、父の死によって家に戻り、家領の経営に専念した。この間にヴェルダン伯リクインやヴェルダン司教ダドン（九二三年没）の知遇をうけた。聖職者になろうと決意した彼はトゥール、メッス、ヴェルダンで修行を積んだが、メッスのサン・ピエール・オー・ノナン（Saint-Pierre-aux-Nonnains）の修道女でつねに苦行衣をまとって修行していたゲイサに出会うことによって修道生活に目覚めた。見聞を広めるためにイタリアに旅行し、ガルガノ山やモンテ・カッシーノを訪れた。帰国後ヨハネスはトゥールの大助祭エイノルドゥスと知り合った。そして修道生活を志す数人の仲間と一緒にメッス司教アダルベロンと交渉し、彼の提案をいれてゴルズへの移住を決意したの

である（九三四年）。修道院長エイノルドゥスの下でヨハネスは修道院領の管理を担当した。彼の評判はやがて宮廷にまで達し、オットー一世は、彼をコルドバのカリフ、アブド・エル・ラーマン三世のもとに使節として派遣している（九五三―五六六年）<sup>⑩</sup>。エイノルドゥスの死後、ヨハネスは修道院長に選ばれ、九七六年三月七日に死去するまでゴルズを支配したのである。

ゴルズに改革が導入された九三四年は、またトゥールのサン・テール（Saint-Evre de Toul）において修道院改革が始まった年でもある<sup>⑪</sup>。改革のイニシアチブをとったのは司教ゴズラン *Gozlan* であつた。彼は前年にフルリー・スユル・ロワールに行き、聖ベネディクトの戒律と同院の慣習を修得した。ゴズランは、フルリーから呼び寄せた修道士アルシャンボーをサン・テール修道院長に任命し、同院から参事会員を追放している。トゥール教区にはこれまで聖ベネディクトの戒律は殆ど知られていなかったものであり、ゴズランに彼が求めていたものを提供したのはフランスのフルリーであつた。翌年にはサン・テール修道士の一部はモンティエ・ラン・デル（シャロン・スユル・マルヌ教区）に派遣されて当院の改革が始まり、サン・テールは改革の拠点修道院になつた<sup>⑫</sup>。サン・テールは、ゴルズ同様にオットー一世の政治的保証をとりつけている。

ロタリンギア公ジゼルベール（九三九年没）に支持されて、トリエ

ルのザンクト・マキシミン（*Sankt Maximin*）で改革が始まったのは同じく九三四年である<sup>⑬</sup>。副院長オゴは同院長に任命されて修道生活を刷新した。九三七年には早くも同院の修道士の一部はマゲデブルクのザンクト・モリーッツ修道院に赴いている<sup>⑭</sup>。オゴンはちにオットー一世によってリエージュ司教に任命されたが、ザンクト・マキシミンの改革は引続き拡大の一途をたどつた。ベルゲン（マゲデブルク）、ザンクト・パンタレオン（ケルン）、ヴァイセンブルク（シュパイエル）に改革が導入され、さらにグラートバツハ（ケルン）、エヒテルナツハ（トリエル）、ターゲルンゼー（レーゲンスブルク）、そしてザンクト・エメラム（レーゲンスブルク）が改革されている<sup>⑮</sup>。ザンクト・マキシミンの改革運動はサン・テール同様にゴルズから独立した運動であつて、ハリンガーが主張するようにゴルズ改革の副産物ではない。ロタリンギアの修道院改革は、ブローニュの改革を先駆として三つの拠点修道院から始まつたといつてよい。ジェラールの改革は永続的性質をもちえなかつたが、他の三つの修道院はそれぞれが改革センターとしてのちに大きな影響力を及ぼした。ゴルズ、サン・テール、ザンクト・マキシミンの改革のうちでゴルズの改革だけが先行したわけではないし、他の二院はゴルズにたいして従属的地位に留まつたわけでもない。改革に遅れをとつたヴェルダン教区においても、司教ベランジエは十世紀半ばにサン・ヴァンヌ参事会教会を修道院に変更し、



サン・テール修道士フンベルトゥスを修道院長に迎えた。<sup>16)</sup> サン・ヴァンヌが改革史上重要な位置を占めるようになるのは十一世紀である。

ゴルズ改革の影響がもつとも強く感じられたのは言うまでもなくメッス教区においてであった。メッスの修道院（サン・タルヌール、サン・ヴァンサン、サン・クレマン、サン・サンフォリアン、サン・マルタン）、市域外にあるサン・タヴォルド、グランディエールはゴルズ改革の影響を被った。<sup>17)</sup> ストラスブール教区のノイヴィラー、マルムーティエ両院にもゴルズの改革が導入され、十、十一世紀には三名のゴルズ修道士がマルムーティエ院長に就任している。だが十世紀も末になると、ロタリンギアに外部の改革運動の波が押し寄せてくる。司教たちは改革の熱意を呼び覚ますためには、ロタリンギア以外の改革勢力の手を借りる必要があることをさとしたのである。<sup>18)</sup> すでにメッス司教アダルベロン二世（在位九八四—一〇〇五）は教区の修道院を巡察した折に、サン・タルヌールにおいて改革の熱意が薄らいでいることに気付き、サン・ベニーニユ修道院長ギヨーム・ド・ヴォルピアーノに改革を委ねた（九九六—九七七年）。ギヨームは短期間ながら修道院長としてサン・タルヌール修道士を指導している。ほぼ同時期にトゥールでも、司教ゴズランの三番目の後継者ベルトルド（在位九九六一—一〇一九）が改革運動の拠点修道院サン・テールにギヨームを院長として招請した。さらにアダルベロン二世の後任ティエリ二世（在

位一〇〇六—一〇四七）は、ゴルズをギヨームに委ねた（一一〇二—一一三二）。ブルゴーニユの改革勢力がついにロタリンギアの改革の中心ゴルズに入ったのである。他方ヴェルダン教区では、かのリシャールによってサン・ヴァンヌ（Saint-Vanne）が改革された。<sup>19)</sup> ランスの参事会員だったリシャールは、友人のヴェルダン伯フレデリックと共に修道士になろうとして一旦はサン・ヴァンヌに入った。しかしアイルランド出身の修道院長フィンゲンは経営管理の能力を欠いており、サン・ヴァンヌは貧しく律修生活を実行できるような状況下にはなかった。両人はヴェルダンで修道士になることを断念してクリュニーに行き、オデイロンの下でクリュニー修道士になった（一一〇〇四年）。フィンゲンの没後ヴェルダン司教によって呼び戻されたリシャールは、やがてサン・ヴァンヌ修道院長に任命されて改革が始まったのである。およそ二十院がサン・ヴァンヌによって改革されたが、この中にはサン・ヴァースト・ダラス、サン・タマン、サン・ベルタン、ロップのごとき著名な修道院が含まれた。<sup>20)</sup> フランドルの修道院改革には、フランドル伯の強力な後ろ楯があったことは言うまでもなからう。リシャールの弟子の中で傑出していたのはポボン（一一〇四八年没）である。<sup>21)</sup> ランスのサン・ティエリ修道士であったポボンの才能を早くから見抜いていたリシャールは、彼をサン・ヴァンヌに連れて行き、ついでサン・ヴァースト、ボーリユー・オ・アルゴンの支院長に任命した。ハインリ

ヒ二世はのちに彼をスタヴロ・マルメディ (Stavelot-Malmédy) 修道院長に任命し (一〇二〇年)、直後にトリエルの拠点修道院ザンクト・マキシミン修道院長を兼任させた。一〇三七年にヴェルダン司教ランベール (在位一〇二五―一〇三七) は、コンラート二世の同意を得てヴェルダン近郊にサン・テリ (Saint-Airy) 修道院を設立した。同司教はポボン配下のザンクト・マキシミンから修道士を招いている。第三代院長エティエンヌ (在位一〇六二―一〇八九) はここにクリュニーの慣習を導入し、クリュニー改革を教区にひろめたのである<sup>22)</sup>。十一世紀前半にロタリンギア改革の中心になって活躍した三人の修道院長のうち、ギヨーム・ド・ヴォルピアーノとリシャール・ド・サン・ヴァンヌはそれぞれマイウール、オデイロンの下でクリュニー修道士になった。彼らの名前はクリュニー系修道院の周年記念簿で記念されている<sup>23)</sup>。ハリンガーは彼らの改革下にあった修道院グループを「ロレーヌ混合戒律」《Iohringische Mischobservanz》の名のもとにゴルズの改革に含めた<sup>24)</sup>。しかし、これはゴルズの主導権をあまりにも誇張した見方と言わねばなるまい。ゴルズの周年記念簿にサン・ヴァンヌ修道士が記載されることは稀であったし、またサン・ヴァンヌの周年記念簿名簿にはポボンの名は記載されても、ゴルズの修道士名は殆ど記載されなかったのである<sup>25)</sup>。

ゴルズによって改革された修道院が、ゴルズからなんらかの服従を

強要された証跡はない。ゴルズの改革は各修道院の自治を尊重しながら進められたのであり、ゴルズを本院とする強固な母子体制に基づく修道会のごときものを我々が想定するならば、それは間違いであろう。その上ゴルズ修道士は司教権にたいしてはつねに従順であり、免属問題をめぐって司教権と争った形跡はない<sup>26)</sup>。改革は帝国教会体制の枠内での倫理的改革に終始したのであり、戒律の厳守、モラルの高さ、司教権への服従の点で、ゴルズ修道士は十一世紀を通じて帝国司教から高い評価を得ていたのである。ゴルズは修道院長の苗床として重要な存在であった。

ゴルズの慣習に関する最近の研究は、当院にたいするフルリーの影響に着目している<sup>27)</sup>。修道院の戒律 *Regula* は成文化された『聖ベネディクトの戒律』であるが、慣習 *consuetudines* は修道士が修道生活の実践を通して体得すべきものであり、元来は不文法であった。アニアヌのベネディクトは、統一的な戒律と慣習を帝国のすべての修道院に課することを考えた。しかし長年維持されてきた各院固有の慣習を廃して統一的な慣習をつくりだすことは、所詮は不可能な試みであった。十世紀になると慣習もまた次第に書き留められるようになり、この記録を通じて慣習は他院にも容易に伝達された学習されるようになった。フルリーの古慣習規定書は、十一世紀初頭にかつてのフルリー修道士でのちにアモルバッハの修道士になったテオドロクスによって作成さ

れ、ヒルデスハイム司教に献呈されたものである。<sup>28)</sup>『ヨハネス伝』の幾つかの箇所がフルリーの慣習規定書の内容と表現法に酷似していることを明らかにしたのはL・ドナ、A・ダヴリル両神父の研究である。<sup>29)</sup> 両人は院長補佐の役職 (praepositus, decanus) の上下関係、瀉血の実施日、靴の洗濯日、夜課後の仮眠の有無、三部祈禱 (trina oratio) における詩篇頌読法、ミサの表示法、処罰としての鞭打ちの有無などを比較検討することにより、フルリーの慣習はサン・テールを経由してゴルズ、ザンクト・マキシミン、ザンクト・エメラム、フルダ、ザンクト・ガレン、アインジューデルンに伝えられたこと、このフランク・グループの慣習系列は、クリュニーやサン・ベニーニュのクリュニー・グループの慣習系列とは対照的な性格をもつことを明らかにした。フルリーの慣習はウインチェスター司教エセルウォルドらが中心になって起草した『レグラリス・コンコルディア』(Regularis Concordia) のみならずゴルズの慣習にも大きな影響を及ぼしたといつてよい。

ライン東方地域におけるゴルズ改革の影響についてはどうであろうか。<sup>30)</sup> マイン川流域の教区(マインツ、ヴェルツブルク、バンベルク)を中心に、その北方(ケルン、ハルバーシュタット)および南方(パッサウ)にゴルズの進出がみとめられる。ケルン大司教区では改革の主導権をとったのは十世紀には大司教ブルーノ、十一世紀にはアンノ

二世(一〇七五年没)であった。ブルーノはケルン近郊にザンクト・パンタレオンを設立し、ここにザンクト・マキシミンの慣習を導入した。十一世紀にはゴルズ修道士フンベルトウスが院長として招かれたが、採用された慣習はフルットゥアリアFuturariaのそれであった。アンノ二世は一〇七〇年頃ジークブルクSiegburgを設立した。<sup>31)</sup> ザンクト・マキシミン修道士の改革が失敗におわたったのち、アンノはゴルズ修道士エルフォ(一〇七六年没)を院長として招き、修道士をフルットゥアリアから呼んだ。いずれの場合にも採用されたのはフルットゥアリアの慣習である。ジークブルクは十一世紀末葉には改革の拠点修道院になり、マインツ、シュバイエル、ミンデン教区の改革に影響を及ぼした。マインツ大司教ジークフリートはコンポステラ巡礼の帰途クリュニーに立寄り、ここで修道士になろうとした人物である。叙任権闘争期には反皇帝派に所属した。彼はザンクト・ペーター(エルフルト)を参事会聖堂から修道院に変更し、ジークブルクから修道士を移住させた。さらにマインツ近郊のザンクト・アルバン(九世紀初頭に設立)を改革してゴルズ修道士ゴットシャルクを院長として招いたが、その反皇帝的態度のゆえに廃位され、改革の実は上がっていない。ヴェルツブルク司教区において改革の主導権をとったのは司教ハインリヒ(在位九九五―一〇一八)およびアダルベロ(在位一〇四五―一〇九〇)であった。とくにアダルベロの功績は大きい。彼は母方を通

じてアルデンヌの貴族とは親戚関係にあり、ロタリンギアの改革の動向には強い関心をよせていた。彼の業績として注目されるのは、ゴルズからエツケベルト以下七名の修道士を呼んで、アニアヌのベネディクトの時代にまで遡るシユヴァルツァハ Schwarzachle を改革させたことであろう（一〇四七年）。のちに当院は改革の拠点修道院として、パッサウ、ザルツブルク、メルゼブルクの各教区に支院を獲得した。バンベルク教区において修道院改革の主導権をとったのは司教ヘルマン（在位一〇六五―七五）である。彼はのちにグレゴリウス七世によってシモニアのかどで廃位されたが、司教座聖堂参事会員に対抗すべく外部の改革勢力の導入を考えた。同教区のミヒエルスベルク、ザンクト・ヤーコブ両院の改革をシユヴァルツァハ院長エツケベルトに委ねた。だが教区聖職者の敵愾心から改革は失敗におわり、エツケベルトは修道士を引上げざるを得なくなった。廃位されたヘルマンはのちにバンベルクを逃れてシユヴァルツァハに行き、同院の修道士としてその生涯をおえた。ゴルズ修道士によるバンベルク教区の改革は短期間にとどまり、結局失敗におわっている。パッサウ司教アルトマン（在位一〇六五―九一）は叙任権闘争期には教皇派であり、グレゴリウス七世によってドイツの教皇特使に任命された人物である。彼は友人のヴェルツブルク司教アダルベロがパッサウに所有していたラムバッハ修道院を通じてゴルズの事情に精通していた。アルトマンは司教の私

有修道院クレムスミューンスター Krensmünster をゴルズ修道士テイエリに委ねた。クレムスミューンスターはほどなく近隣の修道院にたいする改革の拠点修道院になった。テイエリはヒルザウ修道院と祈禱兄弟盟約を結んでいる。おそらく親グレゴリアン感情が両者を結び付けたのであろう。

ハルバーシュタット教区では、司教ブルハルト二世（在位一〇五七―一八八）と甥のヘラント Herand（在位一〇八九―一一〇二）が修道院改革の主役であった。<sup>22</sup> ハルバーシュタットとメッスの関係は、メッス司教テイエリ一世の時代にまで遡る。彼はオットー一世の従兄弟にあたり、ハルバーシュタットの司教座教会で教育をうけた。ヘラントはゴルズで修道士になったが、のちに叔父に呼び戻されてハルバーシュタットの神学校々長になり、ついでイルゼンブルク Ilzenburg 修道院を委ねられている（一〇七〇年頃）。叔父の死後、ハルバーシュタット司教に選出された。ヘラントはハルバーシュタット、プレーメン、マインツ教区内の幾つかの修道院を改革した。彼はハインリヒ四世の政策に反対したために司教座を追われ（一一〇〇年頃）、マゲデブルク大司教のもとに一時身を寄せたが、のちに彼が改革したラインハルツブルン Reinhardtsbrunn（マインツ教区）に難を避け、ここで生涯をおえた。当院はテューリンゲン伯ルートヴィヒが設立した修道院であり（一〇八五年頃）、彼はヘラントの協力を得てヒルザウから修道士

を招いている。導入されたのはクリュニーの慣習であった。ゴルズ出身の司教が主導権をとって修道院を改革した例として注目されるが、これは必ずしもゴルズの慣習の採用とその影響力の増大を意味するものではなかったのである。

以上要するに、ゴルズの改革が一定の意味をもったのはヴェルツブルク、パッサウ、そしてハルバーシュタット教区に限られており、いずれの場合にも司教の人脈によってゴルズから修道士が招かれている。

このなかにはエツケベルト、テイエリ、ヘラントのごとき個性豊かな人物が姿をみせるが、十一世紀前半にロタリングアで活躍した改革者（ギヨーム・ド・ヴォルピアーノ、リシヤール・ド・サン・ヴァンス、ポボン・ド・スタヴロ）に比較するとき、彼らは概して地味な存在であった。さらに重要なのは、修道院改革において決定的な役割を果たしたのはつねに教区司教であり、帝国では司教による修道院改革の性格が強かったといえよう。叙任権闘争期にゴルズ修道院長アンリ（在位一〇五五―九三）<sup>33</sup>がとった態度は融和的であり、彼自身その政治的立場について旗幟を鮮明にしなかった。<sup>34</sup>メッス司教ヘルマンのグレゴリアンの立場と比較するとき、両者の態度は対照的である。アンリはもちろんヘルマンの友人として留まったが、皇帝派のヴェルダン司教テイエリとも友好的であった。<sup>35</sup>だがゴルズ修道士を教区に呼び寄せた司教のなかには、叙任権闘争期に教皇を支持したグレゴリアンが少なく

なかったこともまた事実である。たとえばマインツ大司教ジークフリート、ヴェルツブルク司教アダルベロ、パッサウ司教アルトマン、ハルバーシュタット司教ブルハルトおよびヘラントがそれである。志操堅固で司教権に忠実なゴルズ修道士は、司教が教区の修道院改革を進める上に必要な人材を供給する苗床であった。トゥール司教ブルーノ（のちの教皇レオ九世）は、ハインリヒ三世によって教皇に指名されると数人のロタリングアの改革者（フゴ・カンデイドゥス、ウド・ド・トゥール、フレデリック・ド・ロレーヌ、フンベルトゥス）をローマに同伴したが、叙任権闘争期におけるロタリングアの司教の政治的立場はまちまちである。<sup>36</sup>メッス司教ヘルマンのごときグレゴリアンもいれば、トゥール司教ピボン（在位一〇七〇―一〇七七）、ヴェルダン司教テイエリのごとき皇帝派もいたからである。サン・ヴァンス修道士はテイエリと衝突して、その一部はクリュニーに避難している。テイエリは司教権に従順な修道士をゴルズやサン・タルヌールから招いて彼らの改革運動を支援した。バンベルク司教ヘルマンがとった政策を想起させるが、これはゴルズ修道士の政治的立場を暗に示しているといつてよい。

(1) M. Parisse, "Noblesse et monastères en Lotharingie du IX<sup>e</sup> au XI<sup>e</sup> siècle", dans:

R. Kotije u. H. Maurer (Hg.), *Monastische Reformen im 9. und 10. Jahrhundert*

- (Vorträge und Forschungen Bd. 38) Sigmaringen 1989, 167-196.
- (2) *Ibid.*, 169, 196.
- (3) J.Wollasch, "Gerard von Brogne im Reformnönchtum seiner Zeit", *Revue Bénédictine* 70(1960) 224-31; J.Semmler, "Das Erbe der karolingischen Klosterreform im 10. Jahrhundert", in: R.Kotije u. H.Mauer(Hg.), *op.cit.*, 29-77, vornehmlich 64-77.
- (4) たよんぢホーのサン・キスラン (Saint-Ghislan) 参事会にトローリトの修道士を移住せよとのサロタリンキム公のサキマニールビカセ。cf. A. d'Haenens, "Gérard de Brogne à l'Abbaye de Saint-Ghislan(931-941)", *Revue Bénédictine* 70(1960) 101-118; J.Leclercq, "Mérites d'un Réformateur et limites d'une Réforme", *ibid.*, 232-40.
- (5) *Vita Iohannis Abbatis Gorziensis* (ed. G.H.Pertz), in: *MGH, Scriptores* IV, 335-77. cf. P.Ch.Jakobsen, "Die Vita des Johannes von Gorze und ihr literarisches Umfeld: Studien zur Gorzer und Metzzer Hagiographie des 10. Jahrhunderts", dans: M.Parisse et O.G.Oexle(éd.), *L'abbaye de Gorze...*, 25-50.
- (6) *Vita Iohannis Abbatis...*, 43(p.349).
- (7) *CAG*, n° 93(a° 936) 174.
- (8) M.Parisse, "L'évêque impérial dans son diocèse. L'exemple lorrain aux X<sup>e</sup> et XIII<sup>e</sup> siècles", in: L.Fenske, L.Rösner u. Th.Zotz(Hg.), *Institutionen, Kultur und Gesellschaft im Mittelalter. Festschrift für Josef Fleckenstein zu seinem 65. Geburtstag*, Sigmaringen 1984, 179-93; id., "L'évêque d'Empire au XI<sup>e</sup> siècle. L'exemple lorrain", *Cahiers de civilisation médiévale* 27(1984) 95-105.
- (9) O.G.Oexle, "Individuen und Gruppen in der lothringischen Gesellschaft des 10. Jahrhunderts", dans: M.Parisse et O.G.Oexle(éd.), *L'abbaye de Gorze...*, 105-38. シヤン・エ・トリスビゴリスにせよびカシムビカセの歴史や参照。J.Leclercq, "Jean de Gorze et la vie religieuse au X<sup>e</sup> siècle", dans: *Saint Chrodegang. Communications présentées au Colloque tenu à Metz à l'occasion du XIII<sup>e</sup> centenaire de sa mort*, Metz 1967, 133-52; G.Barone, "Jean de Gorze, moine bénédictin", dans: M.Parisse et O.G.Oexle(éd.), *op.cit.*, 141-58; M.Parisse, "L'abbaye de Gorze dans le contexte politique et religieux lorrain à l'époque de Jean de Vandières (900-974)", dans: *ibid.*, 51-89.
- (10) *Ibid.*, 78.
- (11) M.Parisse, "Introduction", dans: *ibid.*, 15-16; A.Wagner, *Gorze au XI<sup>e</sup> siècle...*, 31-32.
- (12) *Ibid.*, 31.
- (13) *Ibid.*, 30-31.
- (14) M.Margue, "Aspects politiques de la «réforme» monastique en Lotharinge. Le cas des abbayes de Saint-Maximin de Trèves, de Stavolot-Malmédy et d'Echternach(934-73)", *Revue Bénédictine* 98(1988) 31-61, spécialement 52-59.
- (15) A.Wagner, *op.cit.*, 30-31.

*Gesellschaft im Mittelalter. Festschrift für Josef Fleckenstein zu seinem 65.*

- (16) *Ibid.*, 31-32.
- (17) *Ibid.*, 203-17.
- (18) ノリンカーにまじりて「超ノリローニ修道士」《Überkluiazenser》(K.Hallinger, *Gorze-Kluny*..., 62) と評されたギョーム・ユ・ヤールブマーノにまつては以下の研究を参照。A.Wagner, *op.cit.*, 53-57; E.Sackur, *Die Cluniacenser*..., 257-69; W. Williams, "William of Dijon, a monastic reformer of the early XIIth century", *The Downside Review* 52(1934) 520-44; L.Grodecki, "Guillaume de Volpiano et l'expansion clunisienne", *Bulletin trimestriel du Centre international d'études romanes* 2 (1961) 21-31; N.Bulst, *Untersuchung der Klosterreformen Wilhelm von Dijon* (962-1031), Bonn 1973. ロゼマンノス・キトー・ユ・ヤールブマーノの伝記を、N.Bulst, J.France and P.Reynolds (ed. and transl.), *Rodulfus Glaber Opera*. Oxford 1989, 254-99 と収録。
- (19) ニンヤール・ユ・ヤン・ヤマンヌのまつて、E.Sackur, *Die Cluniacenser*..., 133ff.; A.Wagner, *op.cit.*, 195-96, 225-24。
- (20) E.Sabbe, "Notes sur la réforme de Richard de Saint-Vannes dans les Pays-Bas", *Revue belge de philologie et d'histoire* 7(1928) 551-70; id., La réforme clunisienne dans le comté de Flandre au début du XIII<sup>e</sup> siècle", *ibid.*, 9(1930) 121-38.
- (21) A.Wagner, *op.cit.*, 196-98.
- (22) *Ibid.*, 198.
- (23) J.Wollasch(Hg.), *Synopse der cluniacensischen Necrologien*. München 1982, Bd.2.
- (24) Wielmus (I Januar); Richardus (14 Juni).
- (25) K.Hallinger, *Gorze-Kluny*..., 280-316.
- (26) H.Bloch (Hg.), "Das Necrolog des Klosters S.Vanne", *Jahrbuch der Gesellschaft für lothringische Geschichte und Altertumskunde* 14(1902) 136. Poppo abbas (25 Januar).
- (27) A.Wagner, *op.cit.*, 276-77, 282-86.
- (28) M.Parisse, "Introduction", dans: M.Parisse et O.G.Oexle(éd.), *op.cit.*, 19-23; L.Donnat, "Recherches sur l'influence de Fleury au X<sup>e</sup> siècle", dans: *Études ligériennes d'histoire et d'archéologie médiévales: Mémoires et exposés présentés à la semaine d'études médiévales de Saint-Benoît-sur-Loire du 3 au 10 juillet 1969 et publiés sous la direction de René Louis*, Auxerre 1975, 165-74.
- (29) A.Davril, "Un coutumier de Fleury du début du XI<sup>e</sup> siècle", *Revue Bénédictine* 76(1966) 351-54; id., "Un moine de Fleury aux environs de l'an Mil: Thierry, dit d'Amorbach", dans: *Études ligériennes*..., 97-104.
- (30) A.Donnat, "Vie et coutume monastique dans la Vita de Jean de Gorze", M.Parisse et O.G.Oexle(éd.), *op.cit.*, 159-82; A.Davril, "Points de contact entre la Vita Johannis Gorziensis et les Consuetudines Floriacenses Antiquiores", dans: *ibid.*, 183-92.
- (31) A.Wagner, *op.cit.*, 223-77.
- (32) 基本的文献を、J.Semmler, *Die Klosterreform von Siegburg. Ihre Ausbreitung*

und ihr Reformprogramm in 11. und 12. Jahrhundert. Bonn 1959.

- (32) K. Hallinger, *Gorze-Kluny...*, 392-416.  
 (33) A. Wagner, *op. cit.*, 66-74.  
 (34) *Ibid.*, 71-72.  
 (35) *Ibid.*, 271-75.

## 二 「ゴルズの周年記念禱名簿」

「ゴルズの周年記念禱名簿」に関して二種類の写本が伝えられていることは、すでに十九世紀末にモリニエが指摘していた<sup>1)</sup>。一つはフランス国立図書館所蔵のロレーヌ叢書（Collection de Lorraine）第二八四巻所収の周年記念禱名簿（A）であり、十六〜十七世紀に作成された。もう一つは同じくフランス国立図書館所蔵のバリユーズ叢書（Collection Baluze）第四十巻に収録された周年記念禱名簿（B）で十七世紀に作成されたものである。A、Bはともに現存しない同一の原資料に依拠しているが、コピーストの関心は異なっていた。Aが主たる関心を寄せていたのは修道院長と修道士の名前である。ただし三月二十一日を境に記載方法が変化しており、これ以後周年記念禱名簿に記載されたのはもっぱら修道院長名になる。Bでは聖俗貴顕の名前に関心が示されている。したがって両記念禱名簿は相互補足的な関係にあるといっ

てよい。パリスは両写本に拠りながらゴルズの周年記念禱名簿を作成し公刊した<sup>2)</sup>。名簿に記載された人物の圧倒的多数は十〜十三世紀に属している。十六世紀にゴルズ修道院長を兼任したジャン・ド・ロレーヌ枢機卿は周年記念禱名簿に一時関心を寄せ、彼の死後その名は名簿に記載されたが、これはむしろ例外的な記載である。伝えられた名前は原資料に記載されていた名前の二分の一から三分の二と見積もられており、A、Bから原周年記念禱名簿を復元するのは難しい状況にある。我々は以下においてパリスが校訂し出版した周年記念禱名簿を検討するが、修道士名までが記載された三月二十日までの名簿が我々にとって最も利用価値が高いといわねばならない（第一表参照）。

在俗聖職者は四十五名をかぞえる。このうち二名が枢機卿、二十一名が司教である。枢機卿の一人はテトウイヌス（テオドウイヌス）Tetwinus [Theodwinus]（一一五一年没）である。ゴルズ修道院長だった彼はインノケンティウス二世によってポルトの司教枢機卿に任命され（一一三五年頃）、ついでドイツの教皇特使になった<sup>3)</sup>。彼は当時帝国から選任されたただ一人の枢機卿会メンバーであった。ソールズベリーのジョンは、テトウイヌスが教皇庁の雰囲気に馴染むのに苦勞した様子を伝えている。言語と習慣がフランク人と異なるので「彼は野蠻人と見做されていた」《*barbarus habebatur*》<sup>4)</sup>という。もう一人の枢機卿は例外的にその名が記載されたジャン・ド・ロレーヌ（一一五〇年



第一表 周年記念 禱名簿の登載者の構成

身分構成 月	修道院長	支 院 長	修 道 士 (※1)	助 修 士 (女)	在俗聖職者	俗 人	そ の 他 (※2)	総 数
1	13	5	94 (48)	14	4	16	0	146
2	16	1	76 (37)	12	5	22	1	133
3 (~20)	19	1	54 (33)	10	6	26	3	119
小 計 (%)	48 (12.1)	7 (1.7)	224 (118) (56.3)	36 (9.0)	15 (3.8)	64 (16.1)	4 (1.0)	398 (100)
3 (21~)	3	1	0	0	1	1	1	7
4	10	1	2	1	3	6	0	23
5	7	2	3	1	3	8	0	24
6	8	4	0	0	3	16	0	31
7	3	1	3	0	4	9	0	20
8	6	0	1	0	3	4	0	14
9	9	2	2	1	3	10	0	27
10	11	1	1	0	3	10	0	26
11	11	0	1	3	2	13	1	31
12	5	0	0	0	5	13	0	23
小 計	73	12	13	6	30	90	2	226
合 計 (%)	121 (19.4)	19 (3.0)	237 (38.0)	42 (6.7)	45 (7.2)	154 (24.7)	6 (1.0)	624 (100)

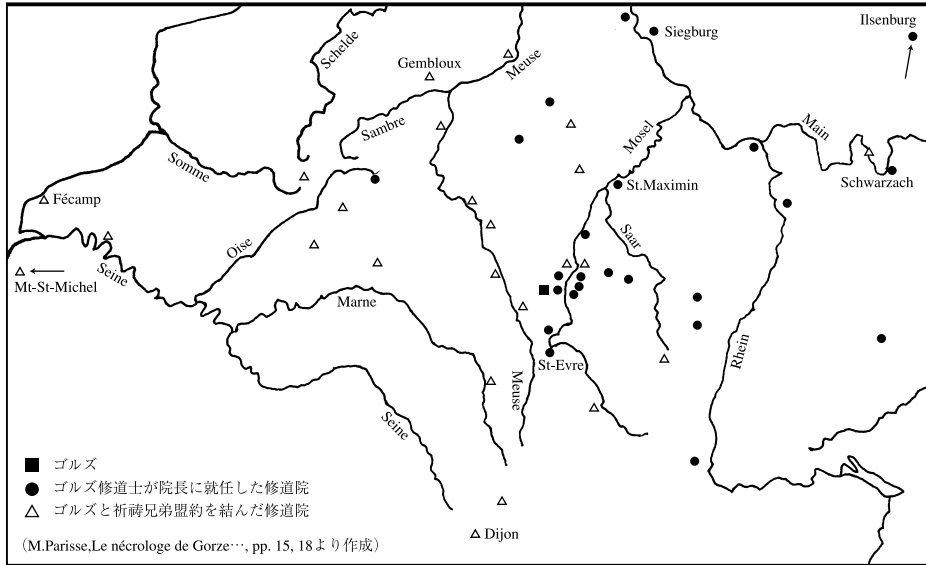
※1 括弧内は司祭修道士

※2 monialis, heremita, magister, sanctimonialis, dominicanus, ancilla de Domo Dei などを含む。

没)である。ギーズ家出身の彼は多数の高位聖職禄(三大司教座と八司教座)を保有した上に、臨時管理の名目でゴルズヤクリュニーの院長職を兼任した<sup>6)</sup>。二十二名の司教のうちロタリンギアの司教は十四名を占め、うち九名がメッス司教である。四百五十六年間(七六八一—二二四年)に総数二十三名がメッス司教に就任したが、このうち周年記念禱名簿に登載された司教は四割にもみたくない。ゴルズはメッス司教の私有修道院であったが、過半数の司教の名は周年記念禱名簿に記載されていないのである。我々が周年記念禱名簿を資料として利用する際に注意を要する点であろう。ロタリンギア外の司教のなかには、ランス、カンブレ、ウトレヒト、シャロン・スユル・マルヌ、ウォルムス、ハルバーシュタット、シャルトル司教の名がみられる。シャルトル司教は著名な教会法学者イヴ(一一一六年没)であった。他の在俗聖職者二十一名の内訳は、聖堂参事会員 *canonicus* 十四名、司祭 *presbiter* 二名、聖職者 *clericus* 五名である。聖堂参事会員の殆どすべてがメッスの聖ステファヌス教会(司教座教会)の参事会員であった。司祭、聖職者については詳細は不明である。

修道院長・支院長・修道士・助修士(助修女)の名は全体の七割近くを占めている。このうち修道院長には、ゴルズ修道院長、ゴルズ修道士で他院の修道院長に就任した者 (*monachus istius monasterii et abbas [S.Arnu]phii*) などと表示される)、およびゴルズと祈禱兄弟盟約

第一図 周年記念禱名簿からみたゴルズの改革圏



を結んで特別親しい関係にあった修道院長等が含まれる。ロタリングアの司教区のうち、ゴルズはとくにメッスとトゥール両教区の修道院と親密な関係を保持していた。すなわちメッスのサン・マルタン、サン・タルヌール、サン・ヴァンサン、サン・クレマン、サン・サンフオリアン、グランディエール、サン・タヴォルドの諸修道院、トゥールのサン・テール、サン・マンズユイ、スノーヌ、モワイアンムーティエの諸院がこれである。ゴルズの周年記念禱名簿で言及されている修道院の多くはセーヌ・マルヌ川以北、オワーズ、サンブル川以東、ムーズ川以南、ライン川以西に分布しており、改革は北部および東部方向に向かったことが資料から読みとれる（第一図参照）。

俗人は総数百五十四名が記載されている。このうち皇帝・皇妃・王・王妃は十一名をかぞえる。ゴルズとザクセン・ザリエル朝の親密な関係は、オットー一世、二世、三世、マティルデイス（ハインリヒ一世妃）、アデルヘイデイス（オットー一世妃）、アグネス（ハインリヒ三世妃）の名が記念されていることから明らかである<sup>7</sup>。公・公妃は全部で七名が記載されている。すべてロタリングア公・公妃である。フレデリック一世妃ベアトリクス、低地ロタリングア公ゴドフロワの名が確認される。伯・伯妃は二十六名をかぞえる。ロタリングア出身の伯が大半を占めるが、リュクサンブール、アルデンヌ、シャンパーニュの地方伯も多数顔をだす。彼らはゴルズへの寄進者、支院の建設

者、アヴェ（フォークト）などであり、ゴルズの恩顧者たちであった。しかし有力な伯は別として、大半の伯はその人物の特定が難しい。騎士 *miles*、アヴェ *custos*、貴族 (*nobilis vir*) の肩書をもつ者は二十八名をかぞえる。その多くはロタリンギアの出身である。これ以外の一般の俗人 (*laicus, laica*) は全体の半数をかぞえる。大多数はゴルズの近隣住民と推定されるが、人物の特定は困難である。

我々は先に聖俗貴顕の名に留まらず、一般の修道士名までも記載した一月一日から三月二十日に至るおよそ三ヶ月間の周年記念禱名簿が資料的に最も利用価値が高いことに着目した。この期間の記念禱名簿をもう少し詳細に検討することによって興味深い事実が判明する。まず修道院長・支院長・修道士の総数二百七十九名のうち、ゴルズ修道士およびゴルズ出身者は百五十四名（五十五パーセント）をかぞえる。注目すべきは、サン・ベニーニウ修道士が二十九名、クリュニー修道士が二名記載されていることだ。つまりクリュニー系修道士は全修道士の一割以上を占めている。クリュニーの周年記念禱名簿にはゴルズ修道士の登載例が少ないのと対照的である。これは明らかに改革の方向を示しており、ゴルズが十一世紀以降、クリュニー修道制の強い影響下におかれたことを裏書きするものだ。第二に、周年記念禱名簿に記載された修道士二百二十四名のうち、司祭に叙階された修道士 (*monachus et sacerdos* と表示される) は百十八名をかぞえる。つまり

半数以上（五十三パーセント）の修道士が司祭であった。司祭に叙階される途上にあつた修道士も少なくない。「修道士にしてレヴィタ」《*monachus et levita*》が六名、「修道士にして副助祭」《*monachus et subdiaconus*》が四名である。したがって副助祭以上に叙階された修道士は総数百二十八名をかぞえ、全修道士の実に六割近くが聖職者であつた。修道士の聖職者化はクリュニー修道制に固有の現象ではなくてゴルズ修道制においても同様であり、ベネディクト修道制に共通する問題であつたといつてよい。<sup>⑤</sup> 第三に、助修士（助修女）《*conversus, conversa*》や奉献児童《*puer*》も少なからず記載されている。奉献児童は言うまでもなく天折した養育修道士である。第四に、六十四名の俗人の三分の二以上は身分的表示を伴わないゴルズ近在の住民であり、彼らはゴルズ修道士の記念禱にあずかるために、しばしば一定の基金を設定している。彼らのための特別な記念禱は “*officium pro eo*” と表示された。金納の場合が多く、その額は二、四、五、十、二十、四十ソリドゥスとまちまちである。周年記念のミサの謝礼として、この金額を毎年支払うことが取決められた。このほかにブドウ酒一ないし数モデイウス、十分の一税、<sup>⑥</sup> 自有地の一部を寄進したケースもある。クリュニーの記念禱名簿と比較するとき、登載者に占める俗人の比率が高いことは注目されよう。記念禱名簿は次第に寄進帳をも兼ねるようになる。第五に、ゴルズの周年記念禱名簿の大きな特徴は司教座聖堂

参事会との関係にみられる。在俗聖職者十五名のうち十一名が参事会員であり、このうち十名はメッスの司教座聖堂参事会員、一名はヴェルダンの司教座聖堂参事会員であった。ゴルズとメッスの参事会員の関係はいたって親密であり、クリュニーとマコン司教座聖堂参事会員のように免属問題をめぐって争った形跡はみとめられない。

我々は周年記念禱名簿の分析を通して、ゴルズ修道士の半数以上が司祭に叙階されていたことを確認したが、『証書集』に収録されているブレカリア契約文書の副署人の構成を検討することによって、さらに具体的な比率を割り出すことが可能である。たとえば八四九年のカルタには十六名の副署人の名が記載されているが、このうち十名は司祭であった<sup>9)</sup>。また八七四年のカルタには二十四名の修道士が副署している。このうち十七名が司祭、四名が助祭、二名が副助祭であり、無品級の修道士は僅か一名にすぎない<sup>10)</sup>。九世紀半ばすぎにはゴルズ修道士の六〇七割が司祭であった。カロリング期になると、贖罪は修道士の祈りと犠牲による代替が可能になり、煉獄の魂のための代禱の需要が増大した。死者のためのミサの増加は、必然的に修道士の聖職者化を促したといえよう<sup>11)</sup>。修道院は本来、俗人修道士の共同体から出発した。五〇〇年頃の作成になる『師の戒律』（*Regula Magistri*）によれば、修道士は主日、祝日以外の日にミサにあずかることはなかった。

彼らは最寄りの小教区教会で催されるミサ聖祭に出席したのである。<sup>12)</sup>

ところが六世紀半ばに作成された『聖ベネディクトの戒律』（*Regula Sancti Benedicti*）になると、修道院でミサを執行できるように配慮がなされており、司祭修道士の共同体に向けての決定的な第一歩が踏み出された。在俗司祭を修道院に受け入れることが認められ（第六十条）、一部の修道士は助祭ないし司祭に叙階されて（第六十二条）、修道院長の同意を得てミサを執行した。六世紀にはミサは日課として定着し、九世紀すぎには修道院で毎日二つのミサを捧げることが習慣になった。<sup>13)</sup> 修道士の聖職者化に拍車をかけたのはカロリング朝の典礼改革であった。たとえばパリのサン・ジェルマン・デ・プレおよびサン・ドニ修道院では、九世紀第二・三半期になると聖職者に叙階された修道士の数は急増している。前者では七十四パーセントが聖職者であり、このうち司祭は四十パーセントを占めた。後者でも叙階された修道士は六十五パーセントに達し、このうち二十七パーセントが司祭であった<sup>14)</sup>。おそらく生涯を通じて俗人として留まった修道士はきわめて少数であったと思われる。

アニアヌのベネディクトの典礼改革は追加禱務の増大をもたらした。<sup>15)</sup> 『ヨハネス伝』にはこの点についての示唆がみられる。たとえばアニアヌのベネディクト以来、修道院に導入された三部祈禱（*trina oratio*）がこれである。三部祈禱は贖罪詩篇（詩篇第六、三十一、三十七、五

十、百一、百二十九、百四十二篇の七篇)の密誦とイエルサレム詣での歌(Gradualpsalmen)(詩篇第百九十一百三十三の十五篇)の密誦の二つの部分からなる。これが三部祈禱と呼ばれたのは、贖罪詩篇は一日三回歌われたからであり(夜課前、一時課前後、終課後)、イエルサレム詣での詩篇は、その頌読の目的に応じて三つに分類されたからである。死者のため、恩顧者のため、そして全キリスト教徒のためである。『ヨハネス伝』では、夜課前の三部祈禱《oraciones nocturnae》への言及がみられる。<sup>15)</sup> 修道士たちはまず祭壇を訪問し「膝をまげて祭壇を一巡し」《circa altaria genua flectere》黙想しつつ贖罪詩篇を唱えた。これが終わると彼らは内陣席に行き、ここで再びひそかにイエルサレム詣での詩篇を唱えた。夏期には十五篇、冬期には三十篇(第百十九〜百五十篇)を唱えた。夏期には五篇ずつ、冬期には十篇ずつがそれぞれ死せる者、恩顧者、全信徒のために捧げられたのである。修道院ではすでに毎日二回共同体ミサが執行されていたが、このほかに司祭修道士はしばしば私誦ミサを捧げた。『ヨハネス伝』によれば、のちにサン・タルヌール修道院長になったゴルズ修道士アンステウスは毎水曜日に私誦ミサを捧げたという。<sup>16)</sup> 生死者のための典礼の発達、脇祭壇の増加、修道士の聖職者化、死亡通知状《epistola obitus》の発送と盟約修道院相互の祈禱交流は、アニアヌのベネディクトの改革の影響をうけたすべての修道院に共通してみられたのであり、この点で

はクリュニーとゴルズとのあいだに本質的な相違はなかったといつてよい。

祈禱兄弟盟約が結ばれていたメッスの修道院のうちサン・タルヌール、サン・クレマン両院はゴルズととくに親密な関係にあった。九八二年から一一六九年に至る百八十七年間に即位した十一名のゴルズ修道院長のうち九名までがサン・タルヌール、サン・クレマン両院の周年記念禱名簿にその名を登載された。残る二名もいずれかの修道院で記念されている。ところが一一七〇年を過ぎると、ゴルズ修道院長の名はもはや両院の周年記念禱名簿に記載されなくなる。<sup>17)</sup> これはおそらく時代のメンタリテイの変化とベネディクト修道制の退潮を告げるものである。ロタリンギアにおいても十二世紀前半にはシトー会の新しい改革運動や律修参事会運動がみられるようになる。<sup>18)</sup>

- (1) A.Molinier, *Les obituaires français au moyen âge*. Paris 1890, 214n°303.
- (2) Bはすでに刊行されている。cf. Ch.Aimond, "Le Nécrologe de l'abbaye de Gorze", *Bulletin mensuel de la société d'archéologie lorraine* 14(1914) 76-85.
- (3) M.Parisse, *Le nécrologe de Gorze. Contribution à l'histoire monastique*. Nancy 1971.
- (4) B.Zenker, *Die Mitglieder des Kardinalkollegiums von 1130 bis 1159*. Würzburg 1964, 26-28.

- (5) John of Salisbury, *Historia Pontificalis*(ed. M.Chinnall), Oxford 1986, 55.
- (6) 関口武彦「クリュニー修道会の制度化とその解体」『山形大学紀要・社会科学』第三十三巻第一号（二〇〇二年）五二―五三頁。
- (7) Otto I Caesar, 7.V (973); Otto II Imperator, 7.Ⅷ(983); OttoⅢ Imperator, 23. I (1003); Mathildis regina, 14. II (968); Adelheids imperatrix, 16. XI(999); Agnes imperatrix, 14.ⅩⅢ(1077).
- (8) この問題を詳細に論じたのは次の二書である。O.Nussbaum, *Kloster, Priekernönch und Privatmesse*. Bonn 1961; A.A.Häussling, *Mönchskönvent und Eucharistiefeyer. Eine Studie über die Messe in der abendländischen Klosterliturgie des Frühen Mittelalters und zur Geschichte der Messhäufigkeit*. Münster 1973.
- (9) CAG, n° 52 (a° 849) 94.
- (10) CAG, n° 71 (a° 874) 130.
- (11) A.A.Häussling, *op.cit.*, 150ff.; J.Nightingale, "Beyond the narrative sources: Gorze's charters, 934-1000 AD", dans: M.Parisse et O.G.Oexle(éd.), *op.cit.*, 91-103; A.Angenendt, "Die Liturgie in der Vita des Johannes von Gorze", dans: *ibid.*, 193-210.
- (12) L.Eberle(transl.), *The Rule of the Master(Regula Magistri)*. Kalamazoo, Michigan 1977, 31-34(Introduction by Adalbert de Vogüé).
- (13) O.Nussbaum, *op.cit.*, 124-32.
- (14) O.G.Oexle, *Forschungen zu monastischen und geistlichen Gemeinschaften im westfränkischen Bereich*. München 1978, 110-11.
- (15) 関口武彦「クリュニーの設立をめぐる諸問題」『山形大学紀要・社会科学』第二十八巻第二号（一九九八年）三一―二頁。
- (16) *Vita Iohannis Abbatis*..., c.81(pp.359-60).
- (17) *Ibid.*, c.68(p.356).
- (18) 第二次大戦中の爆撃によって、二つの周年記念禱名簿（*Oratoires de Saint-Amoul, de Saint-Clement*）の原本は焼失したが、二十世紀初頭に参事会員プール（R.S.Bour）がたまたま手写していた名簿が今に伝えられている。私はマイクロフィルムで入手した当資料を利用した。
- (19) M.Parisse, "Les chanoines réguliers en Lorraine. Fondations, expansion (XI<sup>e</sup>-XII<sup>e</sup> siècles)", *Annales de l'Est* 20(1968) 347-488.

### 「ゴルス——その後——

叙任権闘争はメッス教区に深い陰を落とした。十二世紀第一・四半期には教皇派と皇帝派の司教が互に入り乱れて争い、一体誰が正統司教なのか判断に迷うような状態が暫く続いている<sup>1</sup>。ゴルスとメッス司教の絆が弛み始めるのもこの頃からである。パスカリス二世をはじめめてゴルズを聖座の保護の下においた（一一〇五・二・六）。「あなた

の愛情が使徒座の港に難を避け、その保護をまことの信心によって懇請しているので、我々はあなたの懇願に心より同意を与え、ゴルズ修道院を同院に所属するすべてのものと一緒に使徒座の保護の下に受け入れる<sup>2</sup>と教皇は述べている。同特許状はゴルズの所領を安堵し、教区司教がみずから、あるいは代理を通じてゴルズ配下の修道院に干渉を加えることを禁止した。さらに翌年（一一〇六年）、ゴルズ修道士は修道院の監視塔の中に設けられたサン・ミッシェル礼拝堂を、彼らの要請で当地を訪れたアルバーノの司教枢機卿リカルドゥスに聖別させている<sup>3</sup>。司教修道院ゴルズの終焉である。インノケンティウス二世もゴルズの特権を確認し、これを聖座の保護の下においたが、前述したように同教皇はゴルズ修道院長テトゥイヌス（テオドウィヌス）を司教枢機卿に任命して、ゴルズと教皇権の直属関係を強化した。

しかしながら教皇権の強化はゴルズにとって必ずしもつねに有利に作用したわけではない。苛酷な課税政策を実施したアヴィニヨン教皇権の下で、ゴルズは多大の財政支援と犠牲を強いられたからである<sup>5</sup>。ゴルズ傘下の七つの支院（いずれもメッス教区外にある）の院長人事権はゴルズ修道院長の手を離れて教皇に帰属し、教皇はここに臨時管理修院長（prior commendatarius）の名目で腹心の枢機卿を任命した。独立性が強かったメッス司教座の聖職者も教皇の直接叙任権下におかれている。ヨハネス二十二世がメッス司教に任命したドフィネの貴族

アンリ・ドーファンは二十歳をすぎたばかりの若造であり、すでにパッサウの被選司教でもあった。聖職に叙階されたことのない者が司教に任命されても、教区の行政が支障をきたしたわけではない。司教総代理が司教区の統治を代行したからである。十四世紀にはゴルズ修道院長の分裂選挙を機に修道院への教皇権の干渉は一段と強化され、クレメンス六世以後、ゴルズ修道院長のポストも教皇留保権の発動によって教皇の直接叙任下におかれるにいたった。教皇によって任命された新院長は、教皇庁にたいして年収のおよそ三分の一に相当する通常確認税（servitia communia）の納付を義務づけられている<sup>6</sup>。アヴィニオン期にゴルズに課された税額は千五百グルデンであり、これが教皇と枢機卿とのあいだで折半された。ゴルズの税額はメッス教区のとどの修道院長の納付額よりも高額であった。これに教皇家臣団と枢機卿家臣団に支払われる小確認税（servitia minuta）が加算された（配分比率は四対一）。その額は通常確認税の十分の一（百五十グルデン）に相当した。ゴルズ修道院長の自由選挙は失われ、教皇に任命された修道院長のなかには通常確認税を支払うことができないために破門され、ついには辞任する者があいついだ。大シスマ期には修道士の数が激減し、ゴルズ修道院長ジャック・ド・ラヴォー（在位一四二〇—二一）は、聖務日課の免除を教皇庁に申請するまでになった<sup>7</sup>。修道院離脱の要求はさすがに却下されたが、人的にも物的にもゴルズの破局が

切迫していることは、もはや誰の目にも明らかな事実であった。

ブルジュの国事詔書の宣布（一四三八年）以後、ゴルズ修道院長の人事権は教皇からフランス王の手に移った。この直後の分裂選挙（一四四三／四四年）では、結局フランス王権に支持された候補が修道院長に就任している。ゴルズの荒廃が進んだのは宗教戦争のさなかである<sup>(3)</sup>。メッスはフランソワ一世とカール五世の争いの舞台になり、プロテスタントのドイツ人諸侯の一人ウィルヘルム・フォン・フェルステンベルク伯麾下の軍隊がゴルズを略奪、放火したのち、カール五世とジャン二世の戦いによってゴルズは廃墟と化した。その後も修道院の復旧をめぐって議論がかわされたが、一五七二年に教皇グレゴリウス十三世はついに修道院廃止に踏み切った。修道院の取り壊しが実際に始まったのは一五八〇年代であり、ゴルズはここにその八百年有余の歴史の幕を閉じたのである。

(1) 叙任権闘争期のメッス司教座の歴史については、H.T.de Morembert(éd.),

*Le Diocèse de Metz*, Paris 1970, 34-37, 47-50を参照。

(2) *Quia igitur dilectio tua, ad sedis apostolice portum confugiens, ejus tuitionem devotione debita requisivit, nos supplicationi tue clementer amimus, et Gorziense monasterium, cui, Deo auctore, presides, cum omnibus ad ipsum pertinentibus sub tutela apostolice sedis excipimus.*; CAG, n°143(6 février 1105) p.251.

(3) CAG, n°144(a°) 1106) pp.253-54.

(4) CAG, n°152(a°) 1130) pp.270-72.

(5) 十三世紀以後のゴルズの歴史については、シヨースイエ、ラーガーの前掲書のほかに次の二論文が参考になる。N.Reimann, "Beitrag zur Geschichte des Klosters Gorze im Spätmittelalter (1270-1387)", *Mitteilungen zur Geschichte des Benediktinerordens* 80(1970) 337-89; K.Hallinger, "Zur Rechtsgeschichte der Abtei Gorze bei Metz (vor 750-1572)", *Zeitschrift für Kirchengeschichte* 83 (1972) 325-50.

(6) N.Reimann, *ibid.*, 343-51.

(7) K.Hallinger, "Zur Rechtsgeschichte...", 344.

(8) J.C.Lager, *Die Abtei Gorze...*, 569ff.; F.Chaussier, *L'abbaye de Gorze...*, 283 et seqq.



# La réforme de Gorze et le nécrologe

SEKIGUCHI Takehiko

(Section d'histoire, Faculté de Pédagogie)

Les réformes messine, toulouise et tréviroise (Gorze, Saint-Evre et Saint-Maximin) furent contemporaines et se sont faites en étroite interaction. L'année 934 vit donc dans toute la Lotharingie le démarrage simultané d'un mouvement favorable à la vie bénédictine en différents centres, et dans ce cas il est erroné de vouloir attribuer à l'un une antériorité, aux autres une position de dépendance ou de filiation.

Gorze est dynamique au X<sup>e</sup> siècle. Au début du XI<sup>e</sup> siècle, la situation change profondément. Peut-être juge l'évêque de Metz que Gorze a besoin d'un sang neuf du extérieur. La prise de contact de l'abbaye lorraine avec les coutumes de Cluny se fait par l'intermédiaire de l'abbé de Saint-Bénigne de Dijon, Guillaume de Volpiano. On ne saurait minimiser l'importance de ce changement. Le nécrologe de Gorze en donnant le nom de moines lorrains devenus abbés dans les monastères allemands d'une part, en suggérant la part de Saint-Bénigne d'autre part, laisse entendre en réalité qu'il y eut une interpénétration étroite des divers mouvements. Saint-Arnoul, Gorze (diocèse Metz), Saint-Evre, Saint-Mansuy et Moyenmoutier (diocèse Toul) furent donc marquées par l'influence clunisienne. Vingt-neuf moines de Saint-Bénigne et deux moines de Cluny sont nommés dans le nécrologe de Gorze.

Quoique l'influence de Gorze dans l'Empire au XI<sup>e</sup> siècle soit plus limitée que ne le croyait K.Hallinger, des traits distinctifs se précisent. Moins dirigiste que Richard de Saint-Vanne ou Poppon de Stavelot, sans parler de Cluny, Gorze laisse une grande autonomie à ses anciens moines devenus abbés. Les liens entre Gorze et les abbayes ayant reçu des moines de Gorze pour abbé ne sont jamais des liens de sujétion ni même de conformité des coutumes, comme le pensait K.Hallinger. Rien n'est imposé et la souplesse de ce système, qui explique son succès, est aussi source de faiblesse.